

PDF issue: 2025-11-06

地方公共団体における指定金融機関の関係性に関す る研究

藤木, 秀明

(Degree) 博士 (経済学)

(Date of Degree)

2024-03-25

(Date of Publication)

2026-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8831号

https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100490056

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文:「地方公共団体における指定金融機関の関係性に関する研究」 (藤木秀明)

論文内容の要旨

大都市圏への人口の流出が加速化し、地域経済の疲弊は深刻化している。これに対して、2014年に政府は地方創生を重要政策として掲げ、各種の施策を実施してきた。そうした施策を展開する際に重要なプレーヤーが、地域金融機関と地方公共団体である。しかしながら、それぞれについての分析はあるものの、この両者の連携についての研究はエピソードベースのものが多く、たとえば、本論文で主として取り扱う地方公共団体の指定金融機関制度について十分な研究が行われてこなかった。そこで、本論文は、民間金融機関と民間企業の関係を分析しているメインバンク論をベースにして、地域金融機関と地方公共団体の間の関係である指定金融機関制度を分析しようと試みている。

本論文は、概要を短くまとめた序章を除いて、7つの章で構成されている。

第1章「指定金融機関とは」では、研究対象とする地方公共団体における指定金融機関制度に基づいた取引の現状、指定金融機関等が行う公金出納事務、指定金融機関業務のコスト 負担、業務の非効率性などを詳しく説明している。

第2章「地方公共団体に対する融資取引」では、金融機関(主に指定金融機関)が地方公共団体に対して行っている与信(貸出等)の取引の現状と課題を網羅的に整理している。具体的には、地方債制度、地方債の起債方式、地方債と民間資金の役割について整理した上で、地方債の信用リスクに関する内容を議論している。また、地方財政の先行研究や政策文書についても整理している。

第3章「メインバンク理論の概況整理」においては、地方公共団体と金融機関の関係を分析するための枠組みとして、民間企業と金融機関の関係を分析するメインバンク論を活用するために、メインバンクに関する学術研究だけでなく、行政上の取扱についての議論も含めて、幅広く整理している。

第4章「地方公共団体取引へのメインバンク論応用」においては、第3章で議論したメインバンク論を地方公共団体と金融機関の関係性の分析へ応用することの妥当性について議論している。メインバンク論を地方公共団体取引に応用することは、指定金融機関制度やバーゼル規制上の扱い(自己資本比率規制において、地方公共団体のリスク・ウェイトが0%

として扱われる)など民間取引とは異なる前提に配慮すれば、多くの部分で可能であると整理している。一方で、公金預金の受入れによるメリットを得にくくなり地方公共団体のメインバンクであることの正の側面は働きにくくなった中で、負の側面や負担については明確であるため、今後は金融機関が地方公共団体のメインバンク取引を志向しなくなり、指定金融機関制度の見直しが必至であることを指摘している。

第5章「夕張市への取引金融機関の対応」においては、メインバンクの最も重要な役割の一つである、メインバンク取引先の危機対応との関係で、夕張市の事例研究を行っている。メインバンクは融資残高が最も多い金融機関であると金融実務においては見做されることを念頭に、融資残高が最も多いという意味でのメインバンクと、指定金融機関であるという意味でのメインバンクが、夕張市の財政破綻時にどのような対応をとったかを詳細に検証している。その結果、融資残高のメインバンクではなく、指定金融機関の方が経営再建支援の機能を担っていたことを明らかにした。

第6章「銀行等引受債金利とリレーションシップに関する分析」においては、金融機関と地方公共団体との間のリレーションシップが取引条件にどのように反映されているかを実証分析によって検証している。具体的には、民間金融機関と民間企業との関係性を分析したメインバンク論を参考にして、金融機関が行っている地方公共団体への融資(制度上は地方債のうち銀行等引受債とされるもの)について、地方公共団体との関係性(リレーションシップ)が銀行等引受債の金利にどのような影響を及ぼしているかを多変量回帰分析により明らかにしている。

被説明変数である銀行等引受債の金利については、一般に公表されたデータはないので、 総務省に対する情報公開請求制度を利用して筆者が独自に入手したものを利用している。 説明変数としては、「借手の信用力」、「貸し手の競争度」、「案件効率性」(起債規模など)と いった標準的なものに加えて、「金融機関と地方公共団体の関係性」を採用している。

地方公共団体の資金調達方法には、大きく分けて、相対交渉と入札の2つがあり、それぞれについて関係性が影響する度合いは異なると予想される。実際、実証結果によると2つの方法のいずれでも、財政力指数は有意な説明力を持ったが、関係性については、相対交渉の場合においてのみ説明力を持ち、指定金融機関との長期安定的な関係が相対交渉における資金調達コストの低廉化に寄与していることを示す結果が得られている。

第7章「まとめと課題」では、各章の内容を総括し、その後で政策的含意および今後の研 究課題について議論している。